

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>附 則 1～5 [略]</p>	<p>附 則 1～5 [略]</p> <p>6 <u>平成25年7月から平成26年3月までの間における特定任期付職員の給料月額</u>は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から、<u>当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条第4項に規定する特定任期付職員業績手当の額、給与条例第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、給与条例第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額、給与等条例第4条に規定する給与（給料を除く。）の額、給与等条例第27条の2第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第7条の規定に基づき定められる額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 1104 2092 1300"><thead><tr><th data-bbox="1153 1104 1825 1152">職 員</th><th data-bbox="1825 1104 2092 1152">割 合</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1153 1152 1825 1252"><u>第7条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員</u></td><td data-bbox="1825 1152 2092 1252">100分の9.4</td></tr><tr><td data-bbox="1153 1252 1825 1300">前項に掲げる職員以外の職員</td><td data-bbox="1825 1252 2092 1300">100分の7.4</td></tr></tbody></table>	職 員	割 合	<u>第7条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員</u>	100分の9.4	前項に掲げる職員以外の職員	100分の7.4
職 員	割 合						
<u>第7条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員</u>	100分の9.4						
前項に掲げる職員以外の職員	100分の7.4						
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>							

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。